

公告（共通事項）

公益財団法人エコサイクル高知（以下「財団」という。）が発注する設計等委託業務について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本業務に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6 個別事項で定める要件を満たす者。なお、履行実績については、入札参加申請時までに引渡し完了したものであること。

第2 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

1 申請書等の様式

公益財団法人エコサイクル高知ホームページからダウンロードした様式による。

<アドレス>（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

<http://www.ecokochi.or.jp/>

2 作成要領

個別事項で定める提出書類を下記により作成し、提出すること。

(1) 同種業務の履行実績（様式2）

ア 企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

イ 業務内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録しているTECRIS登録内容確認書の写し又はTECRIS業務カルテの写しを添付すること。TECRIS業務カルテ等がない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

ア 配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあつては、その従事経験を記載すること。

イ 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。

ウ 従事役職は、具体的に記載すること。

エ 記載内容の確認資料として、健康保険証、公告において指定した資格者証、従事した業務のTECRIS登録内容確認書の写し又はTECRIS業務カルテの写しを必ず添付すること。TECRIS業務カルテ等がない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(3) 令和4年度高知県測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写

しを添付すること。

3 提出期間・提出先

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計図書は、公益財団法人エコサイクル高知ホームページにおいて閲覧することができる。

<アドレス>

公益財団法人エコサイクル高知ホームページ

(<http://www.ecokochi.or.jp/>)

2 質疑応答

- (1) 質疑書は、Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（FAX又は電話等）による質疑には、回答しない。
- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。
- (3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
- (4) 質疑書提出期限・回答期限
個別事項で定める。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加資格の確認

(1) 資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限の日に行うものとし、その結果は個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

(2) 入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領で財団代表理事に対して説明を求めることができる。

ア 方法

書面（様式自由）を入札実施機関（個別事項で定める問い合わせ先）に持参すること。他の方法（郵送、FAX等）によるものは認めない。

イ 回答

説明を求めた者に対する回答は、書面によって行う。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。

- (1) 入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
- (2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者

3 入札方法について

- (1) 入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方

法により行う。郵便等による入札は、認めない。

(2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(3) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

第5 入札保証

免除する。

第6 無効の入札

高知県の定める建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知。以下「心得」という。）第9条に該当した入札は、無効とする。

第7 失格の入札

心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第8 落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、高知県の定める予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に財団に申し立てを行うこと。（事後公表設計書及び金入設計書の情報提供は第2で示すホームページにて行う。）

第10 契約保証

契約保証金は、公益財団法人エコサイクル高知契約事務取扱規程第30条及び第31条の規定による。

第11 その他の留意事項

1 この入札への参加者は、心得を了知すること。

2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がいない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。

3 この入札において一度提出された入札書は差し替え、訂正等を行うことはできない。

4 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。

5 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

6 申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。

7 申請書等への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

(1) 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。

(2) 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。

- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (4) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 9 落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消すことがある。また、契約締結後に管理技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。
- 10 契約書の案及びその書式は、公益財団法人エコサイクル高知のホームページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
- 11 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。